

社 労 連 第 1 7 3 号
平成 2 4 年 4 月 9 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の施行について

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省年金局事業管理課長より別紙のとおり情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページ「会員専用ページ」に掲載しておりますことを申し添えます。

(担当：業務部企画課)

別紙

事務連絡

平成24年3月30日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正
する省令の施行について

標記について、平成24年3月30日付け年管発0330第8号により日本
年金機構理事長あて、同日付け年管発0330第9号により地方厚生（支）局
長あて発出しましたので、お知らせします。

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の
施行について

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第55号。以下「改正省令」という。）が平成24年3月30日に公布されたので通知する。

今回の改正は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第60条第2項及び厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第27号）附則第68条第2項の規定に基づき、旧農林漁業団体職員共済組合が引き続き行うものとされた旧農林漁業団体職員共済組合の組合員期間を有する者に係る年金給付（以下「移行年金給付」という。）に関する事務が、平成24年4月1日から日本年金機構に移管されることに伴い、所要の改正を行うものであり、改正省令の内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第 1 改正の内容

1 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正

- （1）移行年金給付に係る届書、請求書等の記載事項及び添付書類について、
①性別の記載を求めないこととする、②生年月日を明らかにすることができる書類として戸籍抄本のほか市町村長の証明書の添付を認めることとする等、厚生年金保険の保険給付又は旧三共済（J T、J R、N T T）組合員期間を有する者に係る年金給付の手続と同様になるよう改めたこと。
- （2）国民年金の給付に係る手続と併せて行うことができるものについて、手続を併せて行う場合には、届書、請求書等の重複する記載事項の記載又は添付書類の添付を省略することができるものとしたこと（支給停止解除の申請、支給停止の申出及び支給停止の申出の撤回の手続）。

- (3) 移行年金給付に係る手続と国民年金の給付に係る手続のいずれか一方を行うことで足りる手続を設けたこと（障害不該当の届出、遺族年金の失権の届出、死亡の届出、氏名変更の届出及び住所変更の届出の手続）。
- (4) 国民年金の給付又は厚生年金保険の保険給付に係る手続と併せて行うべきものについて、手続を併せて行わなければならない旨を規定するとともに、この場合においては、届書、請求書等の重複する記載事項の記載又は添付書類の添付を省略することができるものとしたこと（支給停止事由消滅の届出及び障害年金の額の改定の請求の手続）。
- (5) 住民基本台帳ネットワークから本人確認情報の提供を受けることができる請求者、受給権者等については、各種請求等の際に生存や生年月日を証する書類の添付を要しないものとし、また、住所変更届及び死亡届の提出を要しないものとするよう改めたこと。
- (6) 届書、請求書等を厚生労働大臣に提出する際に存続組合を経由して提出する旨を定めた規定等、事務の移管に伴い不要となる規定を削除したこと。

2 国民年金法施行規則の一部改正

- (1) 移行年金給付に係る手続と併せて行うことができるものについて、手続を併せて行う場合には、届書、請求書等の重複する記載事項の記載又は添付書類の添付を省略することができるものとしたこと（支給停止解除の申請、支給停止の申出及び支給停止の申出の撤回の手続）。
- (2) 移行年金給付に係る手続と国民年金の給付に係る手続のいずれか一方を行うことで足りる手続を設けたこと（障害不該当の届出、遺族年金の失権の届出、死亡の届出、氏名変更の届出及び住所変更の届出の手続）。
- (3) 移行年金給付に係る手続と併せて行うべきものについて、手続を併せて行わなければならない旨を規定するとともに、この場合においては、届書、請求書等の重複する記載事項の記載又は添付書類の添付を省略することができるものとしたこと（支給停止事由消滅の届出及び障害年金の額の改定の請求の手続）。

3 厚生年金保険法施行規則の一部改正

- (1) 移行年金給付に係る手続と併せて行うことができるものについて、手続を併せて行う場合には、届書、請求書等の重複する記載事項の記載又は添付書類の添付を省略することができるものとしたこと（支給停止の申出及び支給停止の申出の撤回の手続）。

第2 施行期日

平成24年4月1日から施行するものとする。

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の
施行について

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第55号。以下「改正省令」という。）が平成24年3月30日に公布されたので通知する。

今回の改正は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第60条第2項及び厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第27号）附則第68条第2項の規定に基づき、旧農林漁業団体職員共済組合が引き続き行うものとされた旧農林漁業団体職員共済組合の組合員期間を有する者に係る年金給付（以下「移行年金給付」という。）に関する事務が、平成24年4月1日から日本年金機構に移管されることに伴い、所要の改正を行うものであり、改正省令の内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、その取扱いには遺漏のないよう貴管内各市町村への周知方よろしく取り計らわれたい。

記

第 1 改正の内容

1 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正

- （1）移行年金給付に係る届書、請求書等の記載事項及び添付書類について、
①性別の記載を求めないこととする、②生年月日を明らかにすることができる書類として戸籍抄本のほか市町村長の証明書の添付を認めることとする等、厚生年金保険の保険給付又は旧三共済（J T、J R、N T T）組合員期間を有する者に係る年金給付の手続と同様になるよう改めたこと。
- （2）国民年金の給付に係る手続と併せて行うことができるものについて、手続を併せて行う場合には、届書、請求書等の重複する記載事項の記載又は添付書類の添付を省略することができるものとしたこと（支給停止解除の申請、支給停止の申出及び支給停止の申出の撤回の手続）。

- (3) 移行年金給付に係る手続と国民年金の給付に係る手続のいずれか一方を行うことで足りる手続を設けたこと（障害不該当の届出、遺族年金の失権の届出、死亡の届出、氏名変更の届出及び住所変更の届出の手続）。
- (4) 国民年金の給付又は厚生年金保険の保険給付に係る手続と併せて行うべきものについて、手続を併せて行わなければならない旨を規定するとともに、この場合においては、届書、請求書等の重複する記載事項の記載又は添付書類の添付を省略することができるものとしたこと（支給停止事由消滅の届出及び障害年金の額の改定の請求の手続）。
- (5) 住民基本台帳ネットワークから本人確認情報の提供を受けることができる請求者、受給権者等については、各種請求等の際に生存や生年月日を証する書類の添付を要しないものとし、また、住所変更届及び死亡届の提出を要しないものとするよう改めたこと。
- (6) 届書、請求書等を厚生労働大臣に提出する際に存続組合を経由して提出する旨を定めた規定等、事務の移管に伴い不要となる規定を削除したこと。

2 国民年金法施行規則の一部改正

- (1) 移行年金給付に係る手続と併せて行うことができるものについて、手続を併せて行う場合には、届書、請求書等の重複する記載事項の記載又は添付書類の添付を省略することができるものとしたこと（支給停止解除の申請、支給停止の申出及び支給停止の申出の撤回の手続）。
- (2) 移行年金給付に係る手続と国民年金の給付に係る手続のいずれか一方を行うことで足りる手続を設けたこと（障害不該当の届出、遺族年金の失権の届出、死亡の届出、氏名変更の届出及び住所変更の届出の手続）。
- (3) 移行年金給付に係る手続と併せて行うべきものについて、手続を併せて行わなければならない旨を規定するとともに、この場合においては、届書、請求書等の重複する記載事項の記載又は添付書類の添付を省略することができるものとしたこと（支給停止事由消滅の届出及び障害年金の額の改定の請求の手続）。

3 厚生年金保険法施行規則の一部改正

- (1) 移行年金給付に係る手続と併せて行うことができるものについて、手続を併せて行う場合には、届書、請求書等の重複する記載事項の記載又は添付書類の添付を省略することができるものとしたこと（支給停止の申出及び支給停止の申出の撤回の手続）。

第2 施行期日

平成24年4月1日から施行するものとする。

○厚生労働省令第五十五号

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第百一条、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第百十条及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第六十一条第一項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令
(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第一条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条 削除

附則第十四条第一項第一号中「、性別」を削り、同項第三号中「退職年月日」を「退職当時の事業所の名称及び退職年月日」に改め、同項

第四号中「附則第二十三条まで」の下に「及び附則第五十一条を加え」、「性別、生年月日及び基礎年金番号」を「及び生年月日」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 加給年金額の対象者となるべき配偶者が国民年金法施行規則第一条第一項各号に規定する者のいずれかに該当するとき

は、当該配偶者の基礎年金番号
附則第十四条第一項第九号中「希望する支給開始年月」を「その旨及び支給開始を希望する年齢」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報(同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができないときに限る。)

附則第十四条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

附則第十四条第二項第四号中「戸籍抄本又は」を「生年月日及び」に「証明書及び」を「証明書又は戸籍の抄本並びに」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 加給年金額の対象者となるべき配偶者が国民年金法施行規則第一条第一項各号に規定する者のいずれかに該当するとき
は、当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

附則第十四条第四項中「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同項第一号中「第一号」の下に「、第六号及び第七号」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 廃止前農林共済法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の年金証書の年金コード

三 加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が請求者によって生計を維持していた旨

附則第十四条に次の二項を加える。

5 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。

一 提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)

二 加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本及びその者が請求者によって生計を維持していたことを証する書類

6 第四項の請求に係る退職共済年金については、その請求者が廃止前農林共済法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金について払渡しを希望した機関において払渡しを受けることを希望したものとみなす。ただし、附則第五十三条第五項の規定により当該退職共済年金の払渡しを希望する機関を変更する届書を提出したときは、この限りでない。

附則第十五条第一項第一号中「、性別」を削り、同項第三号中「、性別、生年月日及び基礎年金番号並びにその者と請求者との続柄」を「及び生年月日、その者と受給権者との続柄並びにその者が受給権者によって生計を維持している旨」に改め、同項第五号中「若しくは番号」の下に「並びに配偶者の基礎年金番号」を加え、同条第二項中「報告書」を「届書」に改め、同条第三項中「第一号及び第四号から第六号」を「第四号から第五号」に改める。

附則第十六条第一項第一号中「、性別」を削り、同条第二項第一号中「戸籍抄本」を「生年月日及びその子と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本」に改める。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

(加給年金額対象者の障害状態該当の届出)

第十六条の二 退職共済年金の受給権者は、加給年金額の対象者である十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が障害等級の一級又は二級の障害の状態に該当

するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 受給権者の住所、生年月日及び基礎年金番号

二 退職共済年金の年金証書の年金コード

三 障害の状態に該当するに至った加給年金額の対象者である子の氏名及び生年月日

四 障害の原因となった疾病又は負傷の傷病名

五 障害の状態に該当するに至った年月日

2 前項の届書には、加給年金額の対象者である子の障害の状態に関する診断書を添えなければならない。

附則第十七条第一号中「性別」を削り、同条第三号中「生年月日及び基礎年金番号」を「及び生年月日」に改める。

附則第十八条第一号中「性別」を削り、同条第二号中「第三号」の下に「及び次条」を加え、同項第一号中「性別」を削り、同項第三号中「年月」を「年月日」に改め、同条第三号中「年月」を「年月日」に改める。

附則第十九条第一項中「廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金であつて加給年金額の支給が停止されている」を削り、同項第一号中「性別」を削り、同条第二号中「前項」を「前二項」に「配偶者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金を受けることができる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の三号を加える。

一 配偶者と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二 第一項に規定する場合に該当するときは、配偶者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金を受けることができなくなったこと又はその全額につき支給を停止されることとなったことを明らかにすることができる書類

三 前項に規定する場合に該当するときは、加給年金額が加算された年金の全額につき支給を停止されることとなったことを明らかにすることができる書類

附則第十九条第二項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2 廃止前農林共済法第三十八条の二第三項の規定により、廃止前農林共済法第三十八条第一項に規定する加給年金額の支給が停止されている退職共済年金の受給権者は、加給年金額が加算された年金についてその全額につき支給を停止されることとなったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 退職共済年金の年金証書の年金コード

三 加給年金額が加算された年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を停止されることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

附則第二十一条第一号中「性別」を削り、同項第四号中「生年月日及び基礎年金番号並びに」を「及び生年月日」に改め、「当該」を削り、「続柄」の下に「並びにその者が引き続き受給権者によって生計を維持している旨」を加え、同項第六号中「若しくは番号」の下に「並びに配偶者の基礎年金番号」を加え、同条第二項中「前項第六号に該当するときは、当該年金証書又はこれに準ずる書類の写し」を「次の各号に掲げる書類等」に改め、同項に次の各号を加える。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる）

二 支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにすることができる書類

三 加給年金額の対象者があるときは、その者と当該受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

四 加給年金額の対象者があるときは、その者が受給権者によって引き続き生計を維持していることを明らかにすることができる書類

五 加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であつて、厚生労働大臣が指定する者以外のものがあるときは、その障害の状態に関する診断書

附則第二十一条第三項を次のように改める。

3 第一項の届出は、退職共済年金の受給権者が同時に国民年金法第二十条第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第十一条第二項の規定によって支給が停止されている老齢基礎年金の受給権を有し、当該老齢基礎年金についてその支給を停止すべき事由が消滅した場合においては、国民年金法施行規則第十七条の七第一項の届出に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の届書に記載することとされた事項及び前項の規定によって第一項の届書に添えなければならないこととされた書類等のうち同令第十七条の七第一項の届書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の届書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

附則第二十一条第四項を削る。

附則第二十二條第一項中「平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」を「平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」に改め、同項第一号中「性別」を削り、同条第三項第一号中「性別」を削る。

附則第二十三条第一項第一号中「性別」を削り、同項第四号中「性別、生年月日及び基礎年金番号」を「及び生年月日」に改め、同項第六号中「若しくは番号」の下に「並びに配偶者の基礎年金番号」を加える。

附則第二十四条第一号中「性別」を削る。

附則第二十五条第一項第一号中「性別」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 障害の原因となった疾病又は負傷の傷病名及び障害共済年金の支給を受ける権利を有することとなった年月日

附則第二十五条第一項第四号の次に次の一項を加える。

四の二 加給年金額の対象者（廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下本条、附則第二十六条及び附則第二十八条の二において同じ。）があるときは、その者の氏名、生年月日及び基礎年金番号並びにその者が請求者によって生計を維持している旨

附則第二十五条第一項第五号中「廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する配偶者をいう。次条及び附則第三十一条において同じ。」を削り、同条第二号中「次の各号に掲げる書類等」を「その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び障害共済年金の年金証書」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 加給年金額の対象者があるときは、その者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

附則第二十五条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の請求は、障害共済年金（障害等級の二級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る。）の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、国民年金法第三十四条第二項の規定による請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4 第一項の請求は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る。）の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合であつて、国民年

金法第十六条の規定による当該障害基礎年金の裁定請求に併せて行われるときは、第二項の規定により第一項の請求書に添えなければならぬこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の裁定請求書に添えたものについては、第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に添えることを要しないものとする。

附則第二十七条中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、附則第二十一条第二項第四号中「引き続き生計」とあるのは「生計」と、同項第五号中「加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であって、厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「があるとき」とあるのは「にあつて」と読み替えるものとする。

附則第二十八条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 障害共済年金の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が、国民年金法施行規則第三十三条の七第一項の届出を行ったときは前項の届出を行ったものとみなす。

附則第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八条の二 前条第一項の規定に該当する者が、廃止前農林共済法施行令別表第一に定める程度の障害の状態に該当することとなつたときは、次の各号に掲げる事項を記載したたし、附則第五十条に規定する申請書
提出された場合は、この限りでない。

一 受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 障害共済年金の年金証書の年金コード
三 支給を停止すべき事由が消滅した事由及びその事由に該当した年月日

四 加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び基礎年金番号並びにその者が受給権者によって生計を維持している旨

五 加給年金額の対象者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、当該年金の支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に關する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる）に限り、

二 障害の狀態に関する診斷書

三 加給年金額の対象者があるときは、その

者と受給権者との続柄を明らかにすること
ができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
四 加給年金額の対象者があるときは、その
者が受給権者によって生計を維持している

3 第一項の届出は、障害共済年金の受給権者
 ことを明らかにすることができる書類

が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、国民年金法施行規則第三十五条第一項の届出に併せて行わなければならない。

い。この場合において、第一項の届書に記載することとされた事項及び前項の規定により

第一項の届書に添えなければならないこととされた書類等のうち同条第一項の届書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の届書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

附則第三十條第一項第一号中「受給権者の」の下に「住所、」を加える。

附則第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条之二 遺族共済年金の支給停止事由該当の届出（遺族共済年金の支給停止事由該当の届出）
遺族共済年金の受給権者である

六十歳未満の夫、父母又は祖父母は、障害等級の一級又は二級の障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 受給権者の住所、生年月日及び基礎年金番号

二 遺族共済年金の年金証書の年金コード
三 障害等級の一級又は二級の障害の状態に
該当しなくなった年月日

附則第三十一條第一項第一号中「請求者の」の下に「住所」を加え、同項第三号中「氏名」の下に「生年月日」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 消除

附則第三十一條第一項第七号を次のように改める。

七 請求者以外に組合員又は組合員であつた者の配偶者又は子があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と組合員又組合員であつた者との続柄

附則第三十一条第二項第三号中「戸籍謄本」を「市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは除籍の謄本」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

附則第三十一条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 前条第七号に掲げる場合に該当する

者かあるときは、その者と組合員又は組合員であった者との続柄を明らかにすること
ができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
附則第三十一条の次に次の一条を加える。

（所在不明とされた者の請求）

第三十一条の二 前条の規定は、廃止前農林共済法第五十条第一項の規定によつて支給を停止されている遺族共済年金の支給の停止の解除を請求しようとする場合について準用する。この場合において、前条第一項第三号中

「所在不明である者又は失権した者」とあるのは「廃止前農林共済法第五十条第二項の規

定によ、当該遺族共済年金の支給を受けている者」と、前条第二項第一号中「廃止前農林共済法第五十条第一項又は同法第五十二条各号のいずれかに該当する事実を明らかにすることができ、書類」とあるのは、「提出日前一

月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」と、前条第二項第二号中「遺族共済年金」とあるのは「廃止前農林共済法第五十条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受けている者」と読み替えるものとする。

附則第三十二條第一項中「國民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができることとなったとき若しくはその支給を受けることができなくなったとき又は」を削り、「給付若しくは」を「給付又は」に改め、同項第一号中「性別」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「國民年金法による遺族基礎年金又は」を削る。

附則第三十三条中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において 附則第二十一条第二項第五号中「加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であつて、厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「があるとき」とあるのは「にあつて」と読み替えるものとする。

附則第三十七條を次のように改める。

第三十七条 削除

附則第三十九条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中「附則第二十八条」を「附則第二十八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 附則第二十八條の第二項及び第二項の規定は、前項の規定に該当する者が、旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態に該当することとなつたときの届出について準用する。

附則第四十条に後段として次のように加える。

この場合において、附則第二十一条第二項第五号中「加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一级又は二級の障害の状態にある子であつて、厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と「があるとき」とあるのは「にあつて」と読み替へるものとする。

附則第四十一条第一項中「第一項又は第二項」を「第三項」に、「その額が加算されていない」を「同条第一項又は第二項の規定による加算が行われていない」に、「次項」を「以下本条」に、「附則第四十七条第一項に定める年金である給付の支給を受けることができないとき又は同条第二項（第二号及び第四号を除く。）を「附則第四十七条第二項」に、「その旨」を「次の各号に掲げる事項を記載した届書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 遺族年金の年金証書の年金コード

三 廃止前昭和六十一年農林共済改正令附則第四十七条第二項に定める場合に係る年金の名称、その支給を行う者の名称、同項に定める場合に該当しないこととなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

附則第四十一条第二項中「次の各号に掲げる事項を記載した届書に、支給を受けることができることとなった年金証書又はこれに準ずる書類の写しを添え」を削り、「速やかに」の下に「次の各号に掲げる事項を記載した届書」を加え、同項第一号中「氏名、性別」を「住所、氏名」に改める。

附則第四十二条の次に次の一条を加える。

（所在不明とされた者の請求）

第四十二条の二 附則第三十一条の規定は、旧制度農林共済法第四十九条第一項の規定によつて支給を停止されている遺族年金の支給の停止の解除を請求しようとする場合について準用する。この場合において、附則第三十一条第一項第三号中「所在不明である者又は失権した者」とあるのは「旧制度農林共済法第四十九条第二項の規定により当該遺族年金の支給を受けている者」と、附則第三十一条第二項第一号中「廃止前農林共済法第五十条第一項又は同法第五十二条各号のいずれかに該当する事実を明らかにすることができない書類」とあるのは「提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）と、附則第三十一条第二項第二号中「遺族共済年金」とあるのは「当該通算遺族年金の支給を受けている者」と読み替えるものとする。

きないときに限る。」と、附則第三十一条第二項第二号中「遺族共済年金」とあるのは「旧制度農林共済法第四十九条第二項の規定により当該遺族年金の支給を受けている者」と読み替えるものとする。

附則第四十三条第一項第一号中「性別」を削る。

附則第四十四条の見出し中「加給年金額対象者」を「加算額対象者」に改める。

附則第四十六条中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）を「昭和六十年国民年金等改正法第三十条の規定」に改め、「厚生年金保険法」の下に「以下「旧厚生年金保険法」という。）を加え、「の規定による通算遺族年金の」を「の規定により通算遺族年金の支給が停止された場合において、その」に改める。

附則第四十六条の次に次の一条を加える。

（所在不明とされた者の請求）

第四十六条の二 附則第三十一条の規定は、旧制度農林共済法第四十九条の第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十七条第二項又は第六十八条第二項により通算遺族年金の支給の停止の解除を請求しようとする場合について準用する。この場合において、附則第三十一条第一項第三号中「所在不明である者又は失権した者」とあるのは「当該通算遺族年金の支給を受けている者」と、同条第二項第一号中「廃止前農林共済法第五十条第一項又は同法第五十二条各号のいずれかに該当する事実を明らかにすることができない書類」とあるのは「提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）と、附則第三十一条第二項第二号中「遺族共済年金」とあるのは「当該通算遺族年金の支給を受けている者」と読み替えるものとする。

附則第四十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、年金証書を添えることができないときは、その事由書を添えるものとする。

附則第四十八条に次の一項を加える。

3 遺族共済年金の受給権者が同時に当該遺族共済年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第五十二条第一項の届出を行ったときは、第一項の届出を行ったものとみなす。

附則第四十八条の二第一項中「法第九十八条第四項の規定による受給権者の死亡の届出は」を「受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に」に、提出することによって行うものとする」を「提出しなければならぬ」に改め、同条に次の二項を加える。

3 退職共済年金の受給権者が同時に老齢基礎年金の受給権を有する場合、障害共済年金の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する場合又は遺族共済年金の受給権者が同時に当該遺族共済年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第二十四条第一項（同令第三十八条第一項及び第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の届出を行ったときは、第一項の届出を行ったものとみなす。

4 厚生年金保険法施行規則第四十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の届出について準用する。

附則第四十九条第一項第一号中「氏名及び基礎年金番号」を「及び氏名」に改め、同項第二号中「性別」を削り、「死亡年月日及び死亡の原因」を「及び死亡年月日」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 請求者以外に廃止前農林共済法第二十八条又は旧制度農林共済法第二十八条の規定に該当する遺族又は当該死亡した者の相続人がある場合には、その旨

附則第四十九条第二項中「前項の」を「前二項の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 死亡した受給権者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

附則第四十九条第二項第二号中「証するに足る戸籍謄本」を「証する書類」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書に該当するときは、年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

附則第四十九条第二項第四号中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による請求を行う場合において、死亡した受給権者が支給を受けることができた給付で、廃止前農林共済法第十九条の二又は旧制度農林共済法第十九条の二の規定による請求をしていなかったときは、前項の請求書並びに当該支給を受けることができた給付の請求書及びこれに添えるべき書類等を厚生労働大臣に提出しなければならない。

附則第五十条第一項第一号中「受給権者の」の下に「住所」を加え、同項第二号及び第三号中「名称及び当該年金の」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 加給年金額の対象者（廃止前農林共済法第三十八条第一項又は第四十三条第一項に規定する加給年金額の計算の基礎となる配偶者又は子という。以下本条、第五十二条及び第五十二条の四において同じ。）があるときは、その者の氏名及び生年月日、その者と受給権者との続柄並びにその者が受給権者によつて引き続き生計を維持している旨（障害共済年金の支給停止の解除を申請しようとする者にあつては、加給年金額の対象者が受給権者によつて生計を維持している旨）

附則第五十条第一項に次の一号を加える。

五 加給年金額の対象者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、当該年金の支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びにその者の基礎年金番号

附則第五十条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二 停止の解除を受けようとする年金の年金証書

三 前項第三号の年金の年金証書又はこれに準ずる書類の写し

四 前項第三号の年金がその全額につき支給を停止されていることを証する書類

五 加給年金額の対象者があるときは、その者と受給権者との続柄を明らかにすることができるとする市町村長の証明書又は戸籍の抄本

六 加給年金額の対象者があるときは、その者が受給権者によって引き続き生計を維持していることを明らかにすることができるとする書類（障害共済年金の支給停止の解除を申請しようとする者については、加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができるとする書類）

七 加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であつて、厚生労働大臣が指定する者以外のものがあるときは、その障害の状態に関する診断書

八 障害共済年金又は遺族共済年金の支給停止の解除を申請しようとする者であつて、厚生労働大臣が指定する者以外のものがあるときは、その障害の状態に関する診断書

九 遺族共済年金の支給停止の解除を申請しようとする者であつて、厚生労働大臣が指定する者にあつては、その者と組合員又は組合員であつた者との続柄を明らかにすることができるとする書類

附則第五十条に次の一項を加える。

5 第一項の申請は、国民年金法第二十条第二項（昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規定による支給停止の解除の申請と併せて行われるときは、第一項の申請書に記載することとされた事項及び第二項の規定により第一項の申請書に添えなければならないこととされた書類等のうち国民年金法第二十条第二項の規定による支給停止の解除の申請の申請書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の申請書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

附則第五十一条第一項第一号中「受給権者の」の下に「住所」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 加給年金額の対象者である子があるときは、その者の氏名及び生年月日、その者と受給権者との続柄並びにその者が受給権者によって引き続き生計を維持している旨

附則第五十一条第一項第四号中「名称及び当該年金の」を削り、同条第二項中「同項第四号の年金の年金証書又はこれに準ずる書類の写し」を「次の各号に掲げる書類等」に改め、同項に次の各号を加える。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二 停止の解除を受けようとする年金の年金証書

三 加給年金額の対象者である子があるときは、その者と受給権者との続柄を明らかにすることができるとする市町村長の証明書又は戸籍の抄本

四 加給年金額の対象者である子があるときは、その者が受給権者によって引き続き生計を維持していることを明らかにすることができるとする書類

五 加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であつて、厚生労働大臣が指定する者以外のものがあるときは、その障害の状態に関する診断書

六 前項第四号の年金の年金証書又はこれに準ずる書類の写し

附則第五十一条第三項第一号中「受給権者の」の下に「住所」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 削除

附則第五十一条第三項第四号中「名称及び当該年金の」を削る。

附則第五十一条の二第二項中「法第三十六条第三項の規定により年金を支払う月（以下この項において「支払期月」という。）の前月において」を「毎月」に改め、「昭和四十二年法律第八十一号」を削り、「により当該支払期月に支給する」を「による」に改め、「廃止前農林共済法又は旧制度農林共済法による年金の全額につき支給の停止を受けている者及び附則第五十二条第一項の規定により同項の届書を提出しななければならない者を除く。」及び「住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を用い。以下同じ。」を削る。

附則第五十一条の三第一項第一号中「性別」を削る。

附則第五十二条の見出し中「身上報告を」を「届出」に改め、同条第一項中「（廃止前農林共済法第三十八条第一項又は第四十三条第一項に規定する加給年金額の計算の基礎となる配偶者又は子を用い。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「性別」を削り、同項第三号中「生年月日及び基礎年金番号並びにその者と受給権者との続柄」を「及び生年月日並びにその者が受給権者によって引き続き生計を維持している旨（障害共済年金の受給権者にあつては、加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持している旨）」に改め、同項第四号中「生年月日及び基礎年金番号並びにその者と受給権者との続柄」を「及び生年月日並びにその者が受給権者によって引き続き生計を維持している旨」に改め、同条第二項中「指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等」を「加給年金額の対象者である障害等級の一級又は二級に該当

する障害の状態にある子であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものであるときは、その障害の状態に関する診断書」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、退職共済年金又は障害共済年金が裁定され、その額が改定され、又はその支給の停止が解除された日以降一年以内に指定日が到来するときは、これを適用しない。

附則第五十二条の三に次の一項を加える。

2 厚生年金保険法施行規則第三十条の五の二第二項の規定は、前項の申出について準用する。

附則第五十二条の四第一項第五号中「生年月日及び基礎年金番号並びに」を「及び生年月日」に改め、「続柄」に下し「並びにその者が受給権者によって引き続き生計を維持している旨（障害共済年金の支給停止の申出を撤回しようとする者にあつては、加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持している旨）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法施行規則第三十条の五の三第三項の規定は、第一項の申出について準用する。

附則第五十三条の見出し中「異動報告を」を「異動の届出」に改め、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当したときは、その旨並びに」を「氏名を変更したときは、十日以内に」に改め、「氏名」の下に「変更前の氏名」を加え、「それぞれ当該」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 年金証書

二 氏名の変更に關する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

附則第五十三条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「受給権者」の下に「（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により本人確認情報の提供を受けることができる受給権者を除く。）」を加え、「その旨並びに住所、氏名」を「十日以内に」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 退職共済年金の受給権者が同時に老齢基礎年金の受給権を有する場合、障害共済年金の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合又は遺族共済年金の受給権者が同時に当該遺族共済年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第二十条第一項（同令第三十八条第一項及び第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の届出を行ったときは、前項の届出を行ったものとみなす。

附則第五十三條第一項の次に次の一項を加える。

2 退職共済年金の受給権者が同時に老齢基礎年金の受給権を有する場合、障害共済年金の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合又は遺族共済年金の受給権者が同時に当該遺族共済年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第十九条第一項（同令第三十八条第一項及び第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の届出を行ったときは、前項の届出を行ったものとみなす。

附則第五十四條第二項第二号中「住所、」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 受給権を取得した年月

附則第五十七條第一号中「性別」を削る。

附則第五十八條を次のように改める。

第五十八條 削除

附則第五十九條中「請求書等」を「請求書、届書、申請書その他の書類」に改める。

附則第六十八條を削る。

第二條 国民年金法施行規則の一部改正

（国民年金法施行規則の一部改正）

省令第十二号の一部を次のように改正する。

第十七條第四項中「された退職共済年金」の下に「又は平成十三年統合法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた退職共済年金」を加え、「又は第七十四條の二第一項」を（昭和六十年

国家公務員共済改正法附則第三條第三項において準用する場合を含む。）又は廃止前農林共済法第二十三條の二第三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第十六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二條第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。以下同じ。）附則第十條第三項において準用する場合を含む。）に改める。

第十七條の二第二項中「平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」を「平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」に改め、「第三十二條第一項」の下に「及び第三十三條第一項」を加え、同項に次の一号を加える。

五 平成十三年統合法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付

第十七條の二の二第三項中「第三十二條第一項」の下に「及び第三十三條第一項」を加える。

第十七條の七第四項中「又は昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一條第一項」を「若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一條第一項、廃止前農林共済法第二十三條の二第一項又は廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十條第一項」に改め、「附則第二十條第一項」の下に「又は厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号。以下「平成十四年改正省令」という。）附則第五十條第一項」を加える。

第十九條第四項中「附則第七十六條第一項」の下に「又は平成十四年改正省令附則第五十三條第一項」を加える。

第二十條第三項中「附則第七十六條の二第一項」の下に「又は平成十四年改正省令附則第五十三條第三項」を加える。

第二十四條第四項中「附則第七十七條第一項」の下に「又は平成十四年改正省令附則第四十八條の二第一項」を加える。

第三十一條第五項中「された障害共済年金」の下に「又は平成十三年統合法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた障害共済年金」を、「三級」の下に「又は廃止前農林共済法第三十九條第二項に規定する障害等級の三級」を、「第九十四條第一項」の下に「又は廃止前農林共済法第四十四條第一項」を加える。

第三十二條第四項中「第七十四條第三項」の下に「（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一條第三項において準用する場合を含む。）又は廃止前農林共済法第二十三條の二第三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十條第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十三條第四項中「第八十四條第一項」の下に「又は廃止前農林共済法第四十四條第一項」を加え、同條第五項中「地方公務員等共済組合法第八十九條第一項又は廃止前農林共済法第四十四條第一項」を「又は地方公務員等共済組合法第八十九條第一項」に改める。

第三十五條第四項中「又は第三十二條の二第一項」を「若しくは附則第三十二條の二第一項若しくは附則第五十條第一項」に改め、同項第一号中「及び昭和六十年改正法」を「又は昭和六十年改正法」に、及び昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一條第一項を「若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一條第一項、廃止前農林共済法第二十三條の二第一項第二号又は廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十條第一項第二号」に改め、同項第二号中「第八十七條第四項」の下に「又は廃止前農林共済法第四十五條の三第三項」を加える。

第四十一條第五項中「された遺族共済年金」の下に「又は平成十三年統合法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた遺族共済年金」を、「含む。」の下に「又は廃止前農林共済法第二十三條の二第三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十條第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十八條第六項中「又は昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一條第一項」を「若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十

一条第一項、廃止前農林共済法第二十三條の二第一項第三号又は廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十條第一項第三号」に、「附則第二十条第一項」を「附則第四十条第一項又は平成十四年改正省令附則第五十條第一項」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三條 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十條の五の二第二項中「平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」を「平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」に改め、「第三十二條第一項」の下に「及び第三十三條第一項」を加え、同項に次の一号を加える。

五 平成十三年統合法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付

第三十條の五の三第三項中「第三十二條第一項」の下に「及び第三十三條第一項」を加える。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第四條 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一條第四項及び第五項を削る。

附則

（施行期日）

第一條 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の規定によりされた申請、届出その他の行為は、この省令による改正後の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の相当規定に基づいてされた申請、届出その他の行為とみなす。